

- (6) 乙は、委託業務の履行にあたり、委託業務の履行に係る経費の支出状況を明らかにした帳簿（実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿を含む。）及び証拠書類を委託業務の完了後最初に到来する3月末日の翌日から起算して5年間保存しなければならない、甲からの求めがあれば、いつでも甲に提示又は提出するものとする。

第4条（設備等の使用）

乙は、委託業務の履行のため甲の設備又は器具備品等を使用する必要がある場合、甲の事前の承諾を受け、甲の定める条件に従って使用するものとする。

第4条の2（仕様書等の疑義）

1. 仕様書等と本契約の内容が矛盾又は抵触する場合、仕様書等が優先して適用されるものとする。
2. 乙は、仕様書等の内容に疑義がある場合は、速やかに甲に対し、その説明を求めなければならない。
3. 乙は、前項の説明の内容に従って、仕様書等の内容を解釈するものとする。

第5条（報告及び調査）

1. 乙は、甲に対し、委託業務の進捗状況等を随時報告しなければならない。
2. 甲及び総務省は、本契約における乙の義務の履行状況の調査のため、乙の営業時間中乙の事業所その他の関係場所に立ち入ることができるものとする。
3. 甲及び総務省は、委託業務の原価を確認するため又は本契約に基づいて生じた損害賠償その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿、証拠書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査することができる。

第6条（知的財産権等）

1. 本契約において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものを総称したものをいう。
 - (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく回路配置利用権及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
 - (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。）
 - (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作物の著作権及び外国における上記の権利に相当する権利（以下「著作権」という。）
 - (4) 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、総務省が甲と協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
2. 「発明等」とは、次に掲げるもの（(1)から(5)のそれぞれに関し、外国における同種の法律による保護の対象となるものを含む。）をいう。
 - (1) 特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項に規定する発明
 - (2) 実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第1項に規定する考案
 - (3) 意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項に規定する意匠及びその創作
 - (4) 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置及びその創作
 - (5) 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項に規定する著作物及びその創作
 - (6) ノウハウの案出
3. 本契約において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為及び著作権法第21条から第28条に定める権利に基づく利用行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に規定する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。
4. 乙は、本契約に関して甲及び総務省が開示した情報等及び契約履行過程で生じた成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じなければならない（公知の情報等は除く。）。ただし、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に甲の書面（電磁的記録を含むものとし、以下同様とする。）による承認を得なければならない。
5. 本契約履行過程で生じた、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権（ただし、第9項に定める届出があった場合を除く。）及びノウハウ（営業秘密）は、甲を通じて総務省に帰属させるものとし、甲（最終的には総務省）が独占的に使用するものとする。ただし、乙は、総務省の許諾を得た上で、本契約履行過程で生じた著作権又はノウハウ（営業秘密）を自ら使用し又は第三者をして使用させることができる。なお、乙は、甲、総務省及び総務省の許諾を得て成果物を二次使用（複製、改変、頒布、公衆送信等、二次的に使用する一切の行為をいい、商用目的での使用も含む。）する者に対し、一切の著作権者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものと

する。

6. 成果物に第三者が権利を有する知的財産権（以下「既存知的財産権」という。）が含まれている場合は、甲が乙に対して既存知的財産権を使用するように明示的に指示した場合を除き、乙は、甲、総務省及び総務省が許諾した第三者による当該既存知的財産権の無償での使用ができるようにしなければならない。これに必要な一切の費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を行わなければならない。この場合、乙は当該契約の内容について事前に甲の書面による承認を得なければならない。
7. 本契約に基づく作業に関し、第三者との間に知的財産権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任及び負担において一切を処理するものとする。この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の甲が適切と考える協力措置を講じることができる。
8. 乙は、成果物に既存知的財産権が含まれる場合には、成果物の納入にあたって、甲、総務省又は総務省が許諾した第三者が無償で使用できる箇所と使用できない箇所を明確に区別して納入するものとする。
9. 第5項の定めにかかわらず、委託業務の遂行過程で生じた発明等に係る知的財産権に関し、当該知的財産権の発明等を行った者が、当該知的財産権を自己に帰属させることを希望する場合には、乙は、当該発明等を行った者（以下「発明者等」という。）から次の(1)から(4)までの内容を遵守する旨の書面を取得し、これを甲に届け出た上で甲の書面による承認を得れば、当該知的財産権（上記届出において記載された発明等に限る。）は、発明者等に帰属するものとする。上記届出に当たっては、乙は、甲に対し、発明者等から取得した次に(1)から(4)までの内容を遵守することを約する書面を添付しなければならない。
 - (1) 発明者等は、委託業務に係る発明等を行った場合には、遅滞なくその旨を甲を通じて総務省に報告する。
 - (2) 発明者等は、総務省が委託業務に係る知的財産権が公共の利益のために特に必要があると認めた場合には、当該知的財産権を無償で実施する権利（総務省又は総務省が指定する者によるアプリケーションの提供等を含む。）を総務省に許諾する。
 - (3) 発明者等は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、総務省が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があると認めたときは、総務省の指示に従い、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
 - (4) 発明者等が自己に帰属する知的財産権を第三者に譲渡、移転する場合には、当該譲渡又は移転が合併又は会社分割による場合又は当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合を除き、あらかじめ総務省の書面による承認を受けることを発明者等が約すること。
10. 乙は、成果物の利用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するものとする。乙は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。
11. 乙は、あらかじめ甲を通じて総務省に通知をすることをもって、委託業務に係る活動又は成果を公表することができる。公表をする際には、委託業務の事業に係る活動又は成果であることを明記しなければならない。

第7条（保証）

1. 乙は、甲に対し、応募要領記載の応募者の資格要件を乙が全て満たしていること、乙が甲に提出する仕様書等に虚偽の記載はないこと、成果物が仕様書等に定める仕様を満たすものであること及び第三者の権利を侵害していないことを保証する。
2. 成果物に契約不適合があった場合、甲は乙に対して、その不適合を知った時から1年間、甲の指示に従った補修、代替品の提供その他必要な措置を無償で請求できる。
3. 前項の請求は、委託料の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除を妨げない。
4. 第2項の甲の権利は、第2項に定める期間経過後であっても、乙に故意若しくは重大な過失があった場合又は成果物の欠陥により生命、身体及び財産を害する損害が生じた場合には存続する。

第8条（履行遅滞の場合の損害金）

乙は、頭書の納期までに成果物の納入ができなかった場合、甲の選択に従い甲の被った損害額又は遅延日数に応じて委託料に対し年率6%の割合で計算した金額を遅延損害金として、甲の指定する期日までに甲に支払う。

第9条（譲渡禁止）

乙は、本契約により生じる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならず、又は本契約上の地位を第三者に移転その他の処分をしてはならない。

第10条（再委託）

1. 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ない限り、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
2. 本契約において、再委託には、再々委託以降を含むものとする。

3. 乙は、第 1 項に基づき書面による事前の承諾を得た上で委託業務を第三者に再委託する場合、当該第三者に対し本契約上の乙の義務を再委託先にも遵守させる契約を結ぶとともに、再委託先の行為についてすべての責任を負わなければならない。

第 11 条（秘密保持等）

1. 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ない限り、委託業務に関連して知った一切の情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏えいしてはならず、またこれらを委託業務の履行以外のために利用してはならない。
2. 乙は、前項に基づき第三者に秘密情報を開示する場合、当該第三者に対し乙が甲に対して負うべき義務と同等の義務を負わせるとともに、甲に対し当該義務の履行について全ての責任を負う。
3. 乙は、秘密情報を委託業務履行上知る必要のある乙の役員及び従業員以外の者に開示してはならない。
4. 乙は、甲の要請に応じ、秘密情報の管理及び監督に関する情報管理責任者を甲に届け出なければならない。
5. 乙は、甲が複製することを禁止した秘密情報を除き、委託業務の履行に必要な範囲内で秘密情報を複製することができる。
6. 乙は、秘密情報の紛失、漏えい、破壊、改ざん又は不正アクセス等の事故の発生やその疑いがある場合、又はこれらに関する将来的な懸念を認識した場合は、直ちに甲に報告するとともに、自己の責任と負担において原状回復、信用維持その他一切の措置を講じなければならない。この場合において、甲は、乙に対し必要な指示をすることができる。また、乙は、甲から情報の管理状況等の確認を求められた場合は、速やかに報告するとともに、甲、総務省及び甲が指定する事業者は、必要があると認めるときは、乙における情報の管理体制、管理状況等について、調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査することができる。
7. 乙は、甲の請求があった場合又は委託業務若しくは本契約の終了後直ちに、秘密情報に関する全ての資料（複製を含む。）を甲の指示する方法に従い、返却・廃棄・消去等するものとし、当該返却・廃棄・消去等を証する書面を甲に提出するものとする。
8. 甲が乙に対して情報を開示したときには、乙は当該情報の取り扱いに際し、別に定める「情報保護・管理要領」に基づく情報セキュリティ対策を実施するものとする。また、乙は、情報セキュリティ対策を確実かつ継続的に実施するための責任者を定め、個別の対策の実施・点検・改善等を行う体制（委託業務の実施に使用する情報システム等において不正なアクセスが行われていないかを確認するために監査証跡を取得することを含む。）を整備し、本契約の有効期間中、当該体制を維持しなければならない。なお、甲が求める場合には、乙は当該体制の概要を示す資料を提示するものとする。

第 12 条（個人情報）

1. 本契約において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に定める個人情報をいう。
2. 乙は、委託業務のために、甲の保有する個人情報の委託若しくは提供がある場合又は自らによる個人情報の取得がある場合、当該個人情報が、個人情報保護法、これに関連する法令及びガイドライン（以下総称して「個人情報保護法等」という。）に則って取得されたものであることを保証するとともに、個人情報保護法等に則って当該個人情報を保護するものとする。
3. 乙は、甲より個人情報の委託を受ける場合、予めその管理体制について甲に書面により届け出て事前に承認を受けるものとする。
4. 乙は、個人情報の開示を受けた場合、本契約の目的の範囲内において使用するものとし、次に定める個人情報の管理に必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 個人情報を入力、閲覧及び出力できる作業担当者及びコンピュータ端末を限定すること
 - (2) 委託業務の作業場所は、入退管理を適切に実施している、物理的に保護された室内とすること
 - (3) 紙媒体・電子データを問わず、開示を受けた個人情報については厳重な保管管理を実施すること
 - (4) 個人情報の返却に当たっては、書面をもってこれを確認すること
 - (5) 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、委託業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずること
5. 前条第 5 項から第 8 項までの規定は、個人情報について準用する。

第 12 条の 2（障害等リスク・サプライチェーンリスクへの対応）

1. 本条及び次条において、「自動運転車両」とは、自動車の動的運転タスクの一部又は全部を持続的に実行する自動運転システムを備えた車両をいう。
2. 乙は、委託業務に利用する自動運転車両その他物品（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が生じないように善良な管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとし、自動運転車両その他物品に対し、障害等リスクが生じることを乙が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲又は総務省の意図せざる変更を行ってはならない。

3. 乙は、委託業務に利用する自動運転車両その他物品について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲又は総務省の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
4. 乙は、委託業務に利用する自動運転車両その他物品について、障害等リスクを引き起こすこと等により公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定しなければならない。
5. 前三項に定めるもののほか、乙は、別添1「自動運転車両の運行等に関する特約条項」（以下「別添特約条項」という。）及び仕様書等の定めるところにより、サプライチェーンリスク（委託業務に利用する自動運転車両その他物品の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他甲又は総務省の意図せざる変更が行われるリスクをいう。以下同じ。）が生じないように善良な管理者の注意をもって委託業務を行わなければならない。
6. 第10条第3項の規定は、前4項についても適用する。
7. 第11条第6項の規定は、サプライチェーンリスクへの対応について準用する。
8. 乙は、甲及び総務省に対し、委託業務に利用する自動運転車両その他物品が本条第2項ないし第5項をいずれも満たしていることを保証する。

第12条の3（自動運転車両の運行等）

自動運転車両の運行等を行うに当たって乙が遵守すべき事項等は、別添特約条項に定めるものとする。

第13条（指揮命令）

乙は、労働法規その他関係法令に基づき委託業務の従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、当該従事者に対する委託業務の履行方法に関する指示、労務管理、安全衛生管理その他一切の指揮命令を行うものとする。

第14条（解除）

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合、乙に対し相当期間を定めて履行の催告をしても当該事由が解消されないときは、乙の責めに帰すべき事由の有無を問わず、本契約の一部又は全部を解除することができる。この場合において、乙は当然に期限の利益を喪失する。
 - (1) 本契約に違反したとき。
 - (2) 本契約で定める期限内に委託業務を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
2. 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は何らの催告を要せず、本契約の一部又は全部を解除することができる。この場合において、相手方は当然に期限の利益を喪失する。
 - (1) 支払を停止したとき。
 - (2) 手形又は小切手の不渡りを出したとき。
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てがあったとき又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (4) 事業を停止したとき。
 - (5) 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき。
 - (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、特定調停の申立てがあったとき又は任意整理を開始したとき。
 - (7) 解散の決議をしたとき。
 - (8) その他重大な経営状況の悪化が認められる相当の事情が生じたとき。
 - (9) 合併、会社分割、事業譲渡、発行済株式の過半数を有する株主の異動等により、本契約を継続し難い状況が生じたとき。
 - (10) 役員又は従業員の刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）に関する刑が確定したとき。
 - (11) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条若しくは第6条の規定に違反し、又は甲若しくは乙を構成事業者とする事業者団体が同法第8条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、同法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - (12) その他法令違反行為、不正行為又は著しく不当な行為をしたとき。
3. 第1項、第2項、次条第4項、第15条の2第2項又は第16条第2項の各規定により本契約が解除された場合には、将来にむかって本契約の効果が失われるものとし、乙は、解除部分に対応する委託料の100分の20に相当する金額を違約金として甲の指定する期間までに支払わなければならない。
4. 前項の場合において、乙は、解除に起因して甲が被った損害額（訴訟費用、弁護士費用その他紛争の解決に係る費用を含む。）が違約金の額を上回るときは、その差額を甲の請求に基づき、甲の指定する期間までに支払わなければならない。この場合、第2項、次条第4項、第15条の2第2項又は第16条第2項に基づく解除については、乙の責めに帰すべき事由の有無を問わないものとする。
5. 甲は、第1項、第2項、次条第4項、第15条の2第2項又は第16条第2項に基づき本契約の一部又は全部を解除した乙に対し、甲に故意または重過失がある場合を除き、当該解除により乙に生じたいかなる

損害の賠償義務も負わないものとする。

第15条（反社会的勢力）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明保証し、将来にわたり該当しないことを誓約する。
 - (1) 自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員及び重要な従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること。
 - (2) 自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員及び重要な従業員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているなど反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (3) 前二号に該当しなくなったときから5年を経過していないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、次に掲げる行為又はこれに準ずる行為を行うこと。
 - (a) 暴力的な要求行為
 - (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (d) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
2. 甲又は乙は、相手方が前項に違反している懸念が生じた場合は、随時調査を実施し、相手方に対して調査への協力及び資料の提出を求めることができる。この場合において、相手方は、調査に合理的な範囲で協力し、その範囲内で要請を受けた資料を提出しなければならない。
3. 甲又は乙は、第1項に違反した場合、直ちに相手方に通知しなければならない。
4. 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 第1項に違反したとき。
 - (2) 第1項に違反している懸念が生じ、それにより本契約を継続し難い状況が生じたとき。
5. 本条は、本契約の終了後も引き続き1年間効力を有するものとする。

第15条の2（再委託先に関する契約解除）

1. 乙は、本契約締結後に再委託先が前条第1項各号のいずれかに該当することが判明したときは、直ちに当該再委託先との契約を解除し、又は再委託先に対し契約を解除させるようにしなければならない。
2. 甲は、乙が再委託先が前条第1項各号のいずれかに該当することを知らずながら契約し、若しくは再委託先の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先との契約を解除せず、若しくは再委託先に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第15条の3（不当介入に関する通報・報告）

乙は、自ら又は再委託先が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第16条（不正な利益供与等の禁止）

1. 甲及び乙は、本契約に関し、国内外を問わず、何人に対しても、自ら又は第三者を通じて、営業上の不正の利益を得る目的で、名目を問わず、金銭、接待、贈答その他何らかの利益を供与し、又はその約束若しくは申込み等をしていないことを表明保証し、将来にわたりしないことを誓約する。
2. 甲又は乙は、相手方が前項の規定に違反した場合、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。
3. 第15条第2項、第3項及び第5項の規定は、本条について準用する。

第17条（契約の変更）

1. 第14条から前条までの規定にかかわらず、甲は、委託業務が完了しない間は、甲又は総務省の都合により、本契約の変更又はその全部若しくは一部を解除することができる。
2. 乙は、前項の変更又は解除により損害を被った場合、変更又は解除後15日以内に損害の明細を書面により甲に通知し、損害の補償を請求できる。補償額については、甲乙協議の上決定するものとする。

第17条の2（技術評価）

1. 甲は、委託業務が完了しない間は、仕様書等に定める技術評価を行うことができる。
2. 第14条から前条までの規定にかかわらず、甲は、前項の規定に基づく評価の結果に基づき、甲の判断により本契約の内容を変更することができる。

第17条の3（実施計画書の変更）

乙は、実施計画書に記載された内容を変更したい場合、別に定める委託業務実施計画変更申請書1通を

甲に提出し、甲の審査を受けなければならない。甲が委託業務実施計画変更申請書を書面により承認した場合は、当該甲の承認をもって変更契約が締結されたものとみなす。

第 18 条（解除後の既履行部分の取扱い）

第 14 条から前条までのいずれかに基づき甲が本契約を解除した場合、委託業務に関して解除の時点で既に乙により履行された部分があるときは、甲は別途合意する条件にて乙から当該既履行部分の引渡しを受けることができる。この場合において、当該既履行部分について第 6 条及び第 7 条を適用するものとする。

第 19 条（損害賠償）

乙は、委託業務の履行に関連し甲が損害を受けた場合、その一切の損害（訴訟費用、弁護士費用その他紛争の解決に係る費用を含む。）を賠償しなければならない。

第 20 条（第三者との紛争処理）

乙は、第三者との間に委託業務の履行に関連する紛争が引き起こされた場合は、直ちに甲に報告するとともに、自己の責任と負担において一切を処理しなければならない。この場合において、甲は、乙に対し必要な指示をすることができるものとし、乙は甲による当該指示に従わなければならない。

第 20 条の 2（財産管理）

1. 乙が委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得財産（建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具又は備品をいう。以下同じ。）の所有権は、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって乙に帰属するものとする。
2. 乙は、前項に規定する乙に帰属する取得財産について、本契約が終了するまで善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
3. 乙は、取得財産について他の財産と区分するために、標示票を貼付して管理しなければならない。
4. 乙は、取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。
5. 乙は、次の各号に掲げる事項を全て満たす場合、前項ただし書による甲の承認を得たものとみなし、取得財産を委託業務以外の調査研究や教育活動などに使用することができるものとする。
 - (1) 委託業務の推進に支障がないこと。
 - (2) 使用目的は、収益事業ではないこと。
 - (3) 取得財産の使用にかかる実費及び修理費は、自己負担とすること。
 - (4) 甲が委託業務以外への使用状況について報告を求めたときは、回答すること。
6. 乙の取得財産の管理に要する経費のうち、委託業務の実施に要した経費として甲に認められた費用以外の費用及び委託業務終了後又は本契約が解除された場合の解除された日以降の費用は、乙の負担とする。
7. 乙は、取得財産について、委託業務終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、委託業務の目的に従って効率的な運用を図らなければいけないものとし、甲の指示があったときはその指示に従って処分・廃棄・消去等しなければならないものとし、当該処分・廃棄・消去等を証する書面を甲に提出するものとする。
8. 乙は、取得財産について別に定める様式による取得財産管理台帳を備え、甲から別に指示がある場合のほかは、委託業務終了後、別に定める様式による取得財産明細表を実績報告書に添付して提出し、処分等が必要な場合は、当該処分等に関して甲の指示を受け、当該指示に従うものとする。

第 20 条の 3（取得財産の弁償）

乙は、取得財産を滅失又は毀損した場合は、当該取得財産について補修、部品の取替、製造等（以下「復旧工事等」という。）を行うことにより、原状に回復しなければならない。ただし、甲により特段の指示があった場合は、その指示に従うものとする。

第 21 条（有効期間）

本契約の有効期間は頭書の効力発生日から第 3 条に定める委託料の支払完了日までとする。ただし、第 3 条、第 5 条から第 12 条まで、第 12 条の 2 第 8 項、第 14 条から本条（第 20 条の 2 第 1 項を除く。）まで、第 23 条及び第 24 条は、本契約の終了後も引き続き効力を有するものとする。

第 22 条（届出）

乙は、甲の要請に応じ、乙の会社概況等について甲の定める様式により甲に届け出なければならない。また、その内容に変更が生じた場合は、遅滞なく甲に届け出なければならない。

第 23 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約の準拠法は日本法とする。
2. 本契約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 24 条（協議）

本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙間で協議し、誠意をもって解決するものとする。

本契約締結を証するため、本契約書 2 通を作成し甲乙双方記名押印の上各 1 通を保有し、又は、本契約書の電磁的記録を作成し甲乙双方電子署名の上その電磁的記録を保管する。

年 月 日

(電子契約による場合は電子署名日を本契約締結日とする)

甲 東京都千代田区永田町二丁目 10 番 3 号
株式会社三菱総合研究所
コーポレート部門統括室長 田中 啓太郎

乙

自動運転車両の運行等に関する特約条項

第 1 条（用語の定義）

1. 本条項における「自動運転レベル」は、JASO TP18004 における定義によるものとする。
2. 本条項における「自動運転車両」は、自動車の動的運転タスクの一部又はすべてを持続的に実行する自動運転システムを備えた車両をいう。

第 2 条（運行管理者）

1. 乙は、自動運転車両の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、道路運送法第 23 条の 2 の規定による運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、委託業務における運行管理者を選任しなければならない。
2. 乙は、前項の規定による運行管理者の選任又は変更について、甲が別に定める様式により速やかに甲に通知しなければならない。
3. 運行管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に関する事項を準用し、運行管理を行うものとする。
4. 運行管理者は、前項の規定による業務に関し、委託業務の特性から実施することが適当ではないと考えられるものについては、あらかじめ書面による甲の承諾を得ることにより、内容の変更又は省略をすることができる。

第 3 条（遠隔監視員）

1. 乙は、自動運転車両の運行中、遠隔監視室において、車両内外及び走行状況等を遠隔で監視する者（以下「遠隔監視員」という。）を常時選任しなければならない。
2. 遠隔監視員は、前条の規定による運行管理者と兼ねることができる。

第 4 条（テストドライバー）

1. 乙は、バス運転者の労働時間等の改善のための基準（平成 13 年国土交通省告示第 1675 号）を準用し、自動運転車両の運行のために車両を操縦する者（以下「テストドライバー」という。）を、常時選任しておかなければならない。
2. テストドライバーは、次の各号に掲げる要件を満たす者であるほか、自動運転車両の種類に応じ、法令に基づき運転に必要とされる運転免許を保有していなければならない。また、常に道路交通法を始めとする関係法令における運転者としての義務を負い、交通事故又は交通違反が発生した場合には、テストドライバーが、常に運転者としての責任を負うものとする。
 - (1) 相当の運転経験を有し、かつ、運転技術が優れていること
 - (2) 実験車両の自動運転システムの仕組みや特性を十分に理解していること
 - (3) 公道実証実験の実施前に、実験施設等において、自ら実験車両の自動運転システムを用いて運転し、緊急時の操作に習熟していること
3. テストドライバーは、旅客自動車運送事業運輸規則のうち、乗務員に関する事項を準用し、業務を行うものとする。

第 5 条（自動運転車両の調達等）

1. 乙は、自動運転車両の運行のため、次に掲げる事項をすべて満たす自動運転車両を調達するものとする。
 - (1) 車両性能
 - (a) 走行中に自動運転と手動運転を切り替えることが可能な遠隔型自動運転システム（自動運転技術を用いて自動車を自律的に走行させるシステムで、緊急時等に備えて自動車から遠隔に存在する監視・操作者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができるもの）を備えた自動車として生産された車両であること
 - (b) 自動運転レベル 2 以上での走行が可能であり、かつ将来的に車両調整等により自動運転レベル 4 での走行が可能であること
 - (c) 乗車定員は、実証地域で将来的に実装することを想定した適当な規模であること走行可能であること
 - (2) 運行管理システム
運行管理システムは、次に掲げる機能に対応すること
 - (a) 車両に搭載したカメラによる車両内外の遠隔監視
 - (b) 緊急時における車内との通話
 - (c) 速度や位置等の車両走行状態のリアルタイムでの取得

- (d) 実験車両に車両周辺の状況や車両状態情報の記録を行うドライブレコーダーやイベントデータレコーダー等を搭載すること
 - (e) 公道実証実験中の実験車両に係るセンサ等により収集した車両状態情報を含む各種データ、センサの作動状況等について、交通事故又は交通違反が発生した場合の事後検証に利用することが可能な方法により、適切に記録・保存すること
2. 乙は、前項の規定により調達する自動運転車両について、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。
 3. 乙は、調達した車両について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく自動車の登録を行わなければならない。その際、車両の調整又は改造等が必要な場合は施すものとする。なお、乙は、自動運転車両の保管場所は乙が手配するものとする。
 4. 乙は、調達した自動運転車両について、車体のラッピング等の装飾を、自動運転システムに関する公道実証実験中である旨を表示するとともに優れたデザインにより施すものとする。
 5. 乙は、前項の規定による装飾について、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。
 6. 乙は、自動運転車両の運行状況等の遠隔監視が可能な設備を有する遠隔監視室を確保しなければならない。なお、本施設を確保する場所は乙が手配するものとし、将来的に運行管理システム等の更新又は変更により、自動運転レベル4への対応が可能なものとする。
 7. 乙は、前項の規定による遠隔監視室について、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。
 8. 乙は、調達した車両の運行のため、特定無線設備を利用する際には、技術基準適合証明等を受けた機器を利用するものとする。

第6条（関係機関等協議）

1. 乙は、自動運転車両の運行のため、次に掲げる関係機関との協議及び申請並びに関係事業者との協議及び調整等を実施しなければならない。
 - (1) 基準緩和認定
自動運転車両の走行のため、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条の規定による保安基準の緩和に関し、当該事務を所管する機関等との協議及び申請等を行い、認定を受けること。
 - (2) 駐停車合意の公示
乗合自動車の停留所における自動運転車両の停車のため、道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条の規定による合意の公示に関し、当該事務を所管する機関並びに関係のある者等との協議及び合意の取得を行い、公示に必要な書類等を提出すること。
 - (3) 道路使用許可
自動運転車両の運行のため、道路交通法第77条の規定による道路使用の許可に関し、当該事務を所管する機関等との協議及び申請等を行い、許可を得ること。
 - (4) 道路占用許可
必要に応じ、道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定による道路占用の許可に関し、当該事務を所管する機関等との協議及び申請等を行い、許可を得ること。
 - (5) 関係事業者との協議等
路線及び停留所の位置が競合する交通事業者との協議及び調整を行い、自動運転車両の運行に支障が生じないよう対策を講じること。
2. 前項に掲げるもののほか、自動運転車両の運行に必要な法定手続及び関係機関並びに関係事業者との協議又は調整は、乙が主体となって実施しなければならない。その際、乙は、協議若しくは調整の内容、又は受けた助言について、甲に遅滞なく報告し、必要な指示を受けるものとする。

第7条（走行設定等）

乙は、事前調査、運行設計領域（ODD）の設定、三次元地図の作成、走行ルートの設定等、公道において発生し得る様々な条件や事態を想定した走行を十分にを行い、を行い、自動運転車両の安全な運行が可能な状態とするものとする。

第8条（業務従事者教育）

1. 乙は、遠隔監視員、テストドライバー及びその他委託業務に従事する者に対し、業務の内容に応じた関係法令等による規制、安全管理並びに緊急時対応、使用する自動運転システム等の技術、旅客等対応時の接遇等について十分な教育を行わなければならない。
2. 乙は、前項の規定による教育のほか、テストドライバーに対しては、自動運転車両の操縦に必要なライセンス等の取得及び路上訓練等、自動運転車両の安全で安定した運行に必要な訓練等を十分に行わなければならない。

第9条（運行計画）

1. 乙は、自動運転車両の運行について、あらかじめ運行期間、運行ルート及び停留所、並びに運行ダイヤその他運行計画を定め、甲の承認を受けなければならない。これを変更する場合においても、同様

とする。

2. 自動運転車両の運行は、道路運送法第 2 条の規定による旅客自動車運送事業に該当しない範囲で実施し、かつ、第 1 項の運行計画に従って行うものでなければならない。
3. 乙は、自動運転走行車の運用に際して、交通事故等を未然に防止するために、事前に第三者への委託に基づくリスクアセスメントの実施及びアセスメント結果に基づく対策の実施を行うものとする。
4. 乙は、自動運転走行車の運用に際して、交通事故等を未然に防止するために、監視員、誘導員を適切に配置し、歩行者等の誘導を行う体制を構築するものとする。

第 10 条（実証視察会の主催及びイベント又は視察対応）

1. 乙は、通信システムを活用したレベル 4 自動運転等の社会実装に関心のある地方公共団体や交通事業者、関係省庁等に対する普及啓発の一環として、原則として現地で対面形式の実証視察会を主催するものとする。
2. 実証視察会の実施方法については、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。
3. 乙は、実証視察会のほか、甲又は総務省からイベント又は視察対応の指示があった場合は、原則としてこれに応じるものとする。

第 11 条（運行休止に関する報告）

1. 運行管理者は、次に掲げる理由においてのみ、自らの判断で自動運転車両の運行を休止することができる。
 - (1) 災害の発生又は天候の悪化等により、自動運転車両の運行が危険若しくは困難な場合
 - (2) 前条の規定による指示に基づく対応により、運行可能な自動運転車両が不足する場合
 - (3) 運行ルート上における交通規制等により、自動運転車両の運行ができない場合
 - (4) 自動運転車両の不調により、自動運転車両の運行ができない場合
 - (5) 前各号によるもののほか、突発的な事象等によりやむを得ない場合
2. 運行管理者は、前項の規定により自動運転車両の運行を休止した場合、速やかに甲へ報告しなければならない。
3. 乙は、第 1 項第 4 号の規定による運行の休止があった場合、自動運転車両の速やかな復旧に努めるとともに、甲が別に定める様式により速やかに甲に報告しなければならない。
4. 運行管理者は、第 1 項に掲げる理由以外で自動運転車両の運行を休止する場合、あらかじめ甲と協議し、承諾を得なければならない。

第 12 条（車両管理）

1. 乙は、自動運転車両について、道路運送車両法第 47 条から第 48 条までの規定が定める点検及び整備を実施し、適切な車両管理を行わなければならない。
2. 乙は、前項の規定による業務に関し、委託業務の特性から実施することが適当ではないと考えられるものについては、あらかじめ甲の承諾を得ることにより、内容の変更又は省略をすることができる。

第 13 条（苦情対応）

1. 乙は、旅客に対する取扱いその他自動運転車両の運行に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、誠意をもって対応するものとする。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。
2. 乙は、前項の苦情の申出を受け付けた場合には、甲が別に定める様式によりその内容を記録し、委託業務の履行期間中、保存しなければならない。
3. 乙は、甲から前項の規定により作成した記録の提出を求められたときは、速やかに提出しなければならない。

第 14 条（事故対応）

1. 事故があったときは、テストドライバーは、道路交通法第 72 条の規定に基づき、直ちに運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じ、警察官に当該交通事故の状況等を直ちに報告しなければならない。
2. 乙は、事故の発生により自動運転車両の運行を中断したときは、当該車両に乗車している旅客の保護に関して、適切な処置をしなければならない。
3. 乙は、自動運転車両の運行に係る事故が発生した場合には、直ちに甲へ報告するとともに、甲が別に定める様式によりその内容を記録し、委託業務の履行期間後も、保存しなければならない。
4. 乙は、甲から前項の規定により作成した記録の提出を求められたときは、速やかに提出しなければならない。
5. 乙は、事故の発生を未然に防ぐため、自動運転車両の運行について、あらかじめ第三者への委託に基づくリスクアセスメントの実施及び当該アセスメント結果に基づく対策の実施を行わなければならないほか、自動運転車両の運行上の危険の予測及び回避に努めなければならない。

第 15 条（事故があったときの取材行為への対応）

事故があったときは、乙は、自己の名義、責任及び負担をもって、出版若しくは報道の業務に従事する者の取材行為に適確に対応しなければならない。この場合において、甲は、乙に対し必要な指示をすることができる。

第 16 条（事故による死傷者に関する処置）

乙は、天災その他の事故により、旅客が死亡し、又は負傷したときは、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 応急手当等
死傷者のあるときは、すみやかに応急手当その他の必要な措置を講ずること
- (2) 家族への通知
死者又は重傷者のあるときは、すみやかに、その旨を家族に通知すること
- (3) 遺留品の保管
遺留品を保管すること
- (4) その他
前各号に掲げるもののほか、死傷者を保護すること

第 17 条（保険加入）

乙は、自動車損害賠償責任保険のほか、第7条の規定による事前調査等の開始から第9条第1項に規定する自動運転車両の運行期間の終了までの間、次に掲げる補償内容以上の損害賠償保険に加入し、適切な賠償能力を確保しなければならない。

- (1) 対人対物賠償
無制限とする。
- (2) 人身傷害賠償
1名につき5,000万円以上とする。
- (3) 施設賠償、生産物賠償（施設、建物等。）
1億円以上とする。